

竹原市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和3年4月版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

竹原市内の事業所が、他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、竹原市外の事業所が竹原市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、竹原市の基準等により、竹原市のサービスコード及び地域単価（竹原市地域区分「その他」）を使用します。

訪問型サービス

1 竹原市介護予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA2)

竹原市の第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の指定を受けた事業所が使用します。

通所型サービス

2 竹原市介護予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表 (サービス種類コードA6)

竹原市の第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の指定を受けた事業所が使用します。

介護予防ケアマネジメント

3 竹原市介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (サービス種類コードAF)

介護予防ケアマネジメント費（事業対象者・要支援者）を請求する際に使用します。

1 竹原市介護予防訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

竹原市の第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者 要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		1,055	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者 要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		35	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者 要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		2,108	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者 要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		69	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者 要支援2(週2回超程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		3,344	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者 要支援2(週2回超程度)	123単位	123	1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する減算 ×90%		110	
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算		特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算		初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ		生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ			200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※令和4年3月31日までの間	(3)で算定した単位数の90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※令和4年3月31日までの間	(3)で算定した単位数の80%加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分		新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000加算		

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等居住者サービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 竹原市介護予防通所介護相当サービス(独自) サービスコード表

竹原市の第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の指定を受けた事業所が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A6	1111	通所型サービス1	通所型サービス 事業対象者 要支援1	1,672単位	1,672
A6	1112	通所型サービス1日割	費(独自)	55単位	55
A6	1121	通所型サービス2	事業対象者 要支援2	3,428単位	3,428
A6	1122	通所型サービス2日割		113単位	113
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用	事業対象者 要支援1 376単位減算	△ 376
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2	する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者 要支援2 752単位減算	△ 752
A6	5010	通所型生活上向グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	算	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 事業対象者 要支援1	88単位加算
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ2		事業対象者 要支援2	176単位加算
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者 要支援1	72単位加算
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2		事業対象者 要支援2	144単位加算
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)口 事業対象者 要支援1	48単位加算
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ22		事業対象者 要支援2	96単位加算
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 事業対象者 要支援1	24単位加算
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ2		事業対象者 要支援2	48単位加算
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※令和4年3月31日までの間 (3)で算定した単位数の90%加算	
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ※令和4年3月31日までの間 (3)で算定した単位数の80%加算	
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算
A6	8310	通所型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算

中山間地域等居住者サービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者、要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者、要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき

3 竹原市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

介護予防ケアマネジメント費を、国保連を經由して請求する際に使用します。

サービスコード		サービス内容略称		合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費A 事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 438単位	438	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメントA(短期集中C)	介護予防ケアマネジメント費A(短期集中C) 事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 438単位	438	
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	初回加算 300単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケアマネジメント小規模多機能連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位加算	300	
AF	6132	委託連携加算	委託連携加算 300単位加算	300	
AF	1001	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費C 事業対象者 要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 738単位	738	
AF	8310	令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応 所定単位数の1/1000加算		

(注意) 予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード(種類46)」を使用します。